(6)　所在　柏市大室字小山台679
地目　山林
登記簿地積　1,153㎡
基準地積　1,283.93㎡
権利価額　50,446,892円
(7)　所在　柏市大室字小山台680
地目　山林
登記簿地積　766㎡
基準地積　852.98㎡
権利価額　34,881,026円
(8)　所在　柏市大室字小山台681
地目　山林
登記簿地積　770㎡
基準地積　857.44㎡
権利価額　33,428,010円
(9)　所在　柏市大室字小山台689
地目　畑
登記簿地積　357㎡
基準地積　397.54㎡
権利価額　18,622,408円
(10)　所在　柏市大室字小山台690
地目　畑
登記簿地積　588㎡
基準地積　654.77㎡
権利価額　30,672,082円
(11)　所在　柏市大室字小山台691
地目　畑
登記簿地積　495㎡
基準地積　551.21㎡
権利価額　25,820,904円
所在　柏市大室字小山台727－2
地目　畑
登記簿地積　647㎡
基準地積　720.47㎡
権利価額　36,827,854円
(12)　所在　柏市大室字小山台696
地目　山林
登記簿地積　641㎡
基準地積　713.79㎡
権利価額　27,718,780円
(13)　所在　柏市大室字小山台700－1
地目　山林
登記簿地積　561㎡
基準地積　624.70㎡
権利価額　25,402,956円
(14)　所在　柏市大室字小山台718
地目　宅地
登記簿地積　634.71㎡
基準地積　706.78㎡
権利価額　43,785,070円
所在　柏市大室字小山台726－2
地目　宅地
登記簿地積　275.37㎡
基準地積　306.64㎡
権利価額　19,581,264円

換地処分後の土地
(1)　街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－３
地目　畑
地積　59.26㎡
権利価額　4,990,668円
清算金　交付　5,336円
(2)　街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－16
地目　畑
地積　1,125.20㎡
権利価額　91,823,048円
清算金　交付　7,424円
(3)　街区番号　110街区
所在　柏市大室三丁目１－１
地目　宅地
地積　452.15㎡
権利価額　51,688,904円
清算金　徴収　7,308円
(4)　街区番号　110街区
所在　柏市大室三丁目１－２
地目　宅地
地積　323.11㎡
権利価額　36,131,448円
清算金　徴収　14,326円
(5)　街区番号　103街区
所在　柏市小青田五丁目５－２
地目　宅地
地積　360.36㎡
権利価額　42,073,490円
清算金　交付　35,090円
(6)　街区番号　110街区
所在　柏市大室三丁目１－16
地目　宅地
地積　552.22㎡
権利価額　50,413,252円
清算金　交付　33,640円
(7)　街区番号　110街区
所在　柏市大室三丁目１－17
地目　宅地
地積　32.06㎡
権利価額　3,402,860円
街区番号　103街区
所在　柏市小青田五丁目５－３
地目　宅地
地積　254.00㎡
権利価額　31,497,016円
清算金　徴収　18,850円
(8)　街区番号　110街区
所在　柏市大室三丁目１－３
地目　宅地
地積　299.07㎡
権利価額　33,443,206円
清算金　徴収　15,196円
(9)　街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－４
地目　畑
地積　46.57㎡
権利価額　3,921,960円
街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－14
地目　畑
地積　169.27㎡
権利価額　14,697,026円
清算金　交付　3,422円
(10)　街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－15
地目　畑
地積　341.07㎡
権利価額　30,662,222円
清算金　交付　9,860円
(11)　街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－５
地目　畑
地積　762.29㎡
権利価額　62,605,374円
清算金　交付　43,384円
(12)　街区番号　110街区
所在　柏市大室三丁目１－15
地目　宅地
地積　202.55㎡
権利価額　17,398,666円
街区番号　111街区
所在　柏市大室三丁目２－10
地目　宅地
地積　118.03㎡
権利価額　10,295,986円
清算金　交付　24,128円
(13)　街区番号　111街区
所在　柏市大室三丁目２－11
地目　宅地
地積　38.19㎡
権利価額　3,331,404円
街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－２
地目　宅地
地積　261.36㎡
権利価額　22,040,986円
清算金　交付　30,566円
(14)　街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－１
地目　宅地
地積　732.47㎡
権利価額　63,342,554円
清算金　交付　23,780円

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上